

第10回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月29日(木) 午後1時30分から午後5時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二
14番 高山 重人 15番 親谷 隆
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第7 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
 - 第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 第9 一般社団法人北海道農業会議第84回総会について
 - 第10 農業者年金経営移譲年金裁定請求について
 - 第11 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書について
 - 第12 新農業者年金特例付加年金裁定請求書について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

- 議 長 ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第10回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- それでは、日程にしたがって進めて参ります。
- 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
- 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 それでは、5番向山委員と6番坂野委員を指名いたします。
- 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
- これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日間と決しました。
- 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
- ・3月19日・20日北海道農業会議第84回総会
- ・3月22日中山間地域直接支払基準検討委員会
- 以上で諸般の報告を終わります。
- 日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
- NO1からNO3について、一括上程いたします。
- 事務局から説明願います。
- 事務局
(上仙係長) 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
- 平成30年3月29日提出、蘭越町農業委員長名。
- 番号1番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇、〇〇〇㎡です。契約期間は平成19年4月27日から平成29年4月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知

年月日は平成30年3月22日、土地引渡の日は平成30年3月26日です。解約の理由は、離農するため、解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成13年3月1日から平成18年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年3月16日、土地引渡の日は平成30年3月31日です。解約の理由は、耕作不便なため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん相続人、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、畑で〇, 〇〇〇㎡です。契約期間は平成3年4月30日から平成13年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年3月14日、土地引渡の日は平成30年3月28日です。解約の理由は、後継者に経営移譲するため、解約するものです。

議長 NO1からNO3について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

8番 (山田委員) NO1の件です。〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけども、内容については事務局の説明のとおりです。この案件は後程できますのでよろしくをお願いします。

13番 (西元委員) NO2の〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですが、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所に関しましては〇〇〇に元ありました〇〇〇の反対側の山に上がっていく道路があるんですけども、その町道に入って行ってすぐに〇団地、〇〇〇メートル進んでもう〇団地であります。よろしくお願ひいたします。

3番 (安田委員) NO3について、説明いたします。内容については事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇の国道沿いに〇〇〇さんの住宅がありまして、そこから〇〇〇メートル位、〇〇〇の方に行った所にあります。よろしくお願ひいたします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長

質疑なしと認めます。
本案は原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号は原案のとおり受理することといたします。
続きまして、日程5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

NO1からNO8について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定、並びに使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年3月29日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある町有地を売渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人が経営する圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年3月28日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域

における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇、〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、基盤整備を行うため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年3月28日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、基盤整備を行うため農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇、〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年3月28日までです。

番号5番、貸主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇の内、田で〇、〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年3月28日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号4番、5番の〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、返還されて耕作ができない、また、営農が困難であるため耕作できない農地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号6番、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇、〇〇〇㎡で

す。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇, 〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年3月28日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号7番、貸主は字〇〇〇番地 〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年3月28日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、返還されて耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号8番、貸主は〇〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇, 〇〇〇㎡、畑が〇, 〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇, 〇〇〇円、田が10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円、畑は〇〇です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成35年2月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、返還されて耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO1からNO8について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

9番
(岩間委員)

NO1の件ですけれども、理由につきましては事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇〇の字〇〇〇、町道〇〇〇を〇〇〇方向に行きまして、〇〇〇さん家のちょっと手前の方に〇〇〇の用水が山手の方にありましてその基地の方にある土地ですので、よろしく申し上げます。

8番
(山田委員)

NO2からNO5までですが、場所的には〇〇〇線の近くになります。

〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、場所的には道道と〇〇〇川沿いの間にある土地で納屋の裏にあたります、一部が道道沿いになる土地でございます。

〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、これは、〇〇〇さんの住宅の周りがある土地でございます。

〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、これは、〇〇〇さんの住宅の裏にある細長い土地でございます。

〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、これは、〇〇〇さんの納屋がありますその下の土地でございます。

よろしく願いいたします。

1番
(天水委員)

NO6の件ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇〇から〇〇〇線と平行に中道路があるんですけども、そちらに〇〇〇さん宅がありまして向いあたりです。隣は〇〇〇さんの土地です。よろしく申し上げます。

13番
(西元委員)

NO7〇〇〇さんと〇〇〇さんの件ですけれども、内容に関しましては事務局説明の通りです。場所に関しましては、〇〇〇さんの住宅が〇〇〇線をちょっと入ったところにあるのですが、〇〇〇線から〇〇〇さんの住宅までの間に〇団地、その奥にある川、〇〇〇を越えまして〇団地でございます。よろしく願いいたします。

3番
(安田委員)

NO8について説明いたします。内容につきましては事務局の説明の通りです。〇〇〇番の〇が1の議案で解約された農地になっております。それと合わせて周りも一緒に借りることになりましたのでお願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番
(岩間委員)

NO4なんですけども、先ほど解約された土地と同じ所だと思うんですけども、〇〇〇番の〇は同じですけども、面積が若干違うのはどうしてでしょうか。

議長

暫時休憩いたします。
それでは、再開いたします。

事務局
(上仙係長)

当時平成19年には、〇〇, 〇〇〇㎡で契約されており、平成22年に分筆されまして、〇〇〇の〇と〇〇〇の〇に分筆された事によって、〇〇〇の土地は〇〇, 〇〇〇㎡という事になっております。分筆により面積の誤差が出たという事です。

9番
(岩間委員)

〇〇, 〇〇〇㎡が今回賃貸した面積という事で、分筆した部分については〇〇〇さんの名義でまだ残っているという事ですね。

10番
(杉本委員)

という事は、さっきの解約の部分でも図面が違うという事ですか。ちなみに分筆された1と2の方はどうなっているのか。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

事務局
(谷口局長)

この後、収入保険の説明会がありますので、その間に係長に以前の契約の内容と、今、杉本委員がおっしゃられた、解約をして分筆をしたのであれば、その後どうなったのかその辺を調べて、収入保険が終わった後、当初の契約内容を報告したいと思いますので、ご理解いただければと思います。

今の契約内容については、面積等間違いありませんので、前回の契約内容と解約とセットですので、そのへんも収入保険の説明会の時に確認させていただきたいと思います。

この件については、保留させていただいて、収入保険の説明が

終わった後に、再度開催するという形を提案させていただきます。

議 長 今の件につきましてのみ、保留という形を取らせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 その他について、ご質問はございませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 先程の件以外は、質疑なしと認めます。
続きまして、日程6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。NO1からNO9について、一括上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 (上仙係長) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年3月29日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、畑で〇〇、〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年7月1日、対価の支払期限は平成30年6月30日です。価格は〇、〇〇〇、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇 〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇〇 〇〇

○さん、土地は字○○○番○外○筆、田で○○，○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年8月1日、対価の支払期限は平成30年7月31日です。価格は○，○○○，○○○円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格○○，○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、字○○○番地○○ ○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○外○筆、田で○○，○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月30日です。価格は○，○○○，○○○円、10a当たりの価格は○○○，○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、○○○番地 ○○○さん、利用権の設定等をする者は、字○○○番地○○ ○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、田で○○，○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年7月1日、対価の支払期限は平成30年6月30日です。価格は○，○○○，○○○円、10a当たりの価格は、○○，○○○円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効

率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年4月6日から平成32年4月5日までの2年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年4月6日から〇〇〇番〇は平成31年4月5日までの1年間、その他は平成33年4月5日までの3年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇, 〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年4月6日から平成31年4月5日までの1年間です。価格は〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。別紙、調査書

をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん 代理人 〇〇〇、土地は字〇〇〇番地、田で〇, 〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年4月6日から平成35年12月25日までの5年間です。価格は〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇外〇筆、田が〇〇, 〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成30年4月6日から平成33年11月30日までの4年間です。価格は、田が〇〇〇, 〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇, 〇〇〇円、畑が総額で〇, 〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号8番、9番の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の世帯の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO1からNO9について、順次、担当委員の補足説明をお願い致します。

2番
(近藤委員)

NO1の案件ですけども、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件の売買ですが、内容につきましては、事務局の説明の通りです。この土地につきましては、以前〇〇〇さんの所有でありましたけれども、

都合によって、〇〇〇さんが〇〇〇さんに売買したという事で、また戻したいということになり、今回戻るといふことになります。場所につきましては、航空写真がありますけども、〇〇〇の手前、カーブの向こうであります。〇〇〇さんの住宅の道道の真向かいの土地でございます。よろしくお願ひいたします。

14番
(高山委員)

NO2、NO6、NO7の説明をしたいと思ひます。三点とも、事務局説明の通りです。

NO2の場所ですけども、耕地図の議案第3号2番を見ていただいて、〇〇〇というのが〇〇〇さんの住宅です。罫線で囲まれているところが該当農地です。NO6、議案第3号6番の地図で〇〇〇とありますが〇〇〇さんの住宅です。住宅のすぐそばと道路を挟んで地図で言えば下側の所です。

次に議案3号の7番これは〇〇〇さん、〇〇〇と書いていますが、〇〇〇さんの住宅です。この住宅よりこの森林を少し上の方になります土地でございます。よろしくお願ひいたします。

16番
(伊藤委員)

NO3の件です。内容につきましては、事務局説明の通りです。場所ですけども、〇〇〇さんの裏から〇〇〇の方に〇〇〇m程行った所に〇〇〇の中道路というか、農道があるのですが、その農道の左右に〇筆づつある土地です。よろしくお願ひいたします。

13番
(西元委員)

NO4でございますけども、内容に関しましては事務局の説明の通りでございます。場所に関しましては、手元にあります地図、右側に裏方とありますけども、〇〇〇にあります、〇〇〇さんの住宅でありまして、〇〇〇の山に向かっていきますと、川がございます。その川を遡って行った〇〇〇の中でも奥に位置する圃場でございます。単価的には安いんですけども、ここに行く農道もあるんですけども、その辺の利用勝手といひますか、あまり整理がされていなくて、雨が降ったら自分で直しながら、道路を自分で修理しながら行く様な形ですし、中間には川を渡る様な道路もあります。圃場もいろんな圃場がありまして、小さな圃場、若干ではありますけどもそれなりの圃場もあるのですが、多くは小さい圃場という事で、この様な単価になっております。よろしくお願ひいたします。

2番
(近藤委員)

NO5の〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件ですけども、これは更新であります。場所につきましては、道道〇〇〇のちょうど〇〇

○の真向かい辺りの川向にあります。よろしく願いいたします。

9番
(岩間委員)

NO8とNO9。まずNO8の方ですが、字○○○の道道○○○を○○に向かいまして、○○○の手前から山手の方に入る道路の図面を見ると一番山側の方に位置する土地であります。NO9の方は、同じく字○○○の道道○○○を両サイド、○○○さん宅の手前、川側と山側、ハウスがありますけど今は、○○○を作っているハウスです。その周りに○筆あります。それから、先ほど言いました、8番の案件の田んぼの道路側に、○筆とその周り川側の方にも○筆、山手の方に小さい○筆と、ちょっと手前の方に○筆、そういうことあります。理由につきましては事務局の説明通りですので、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議 長

本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第3号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程7 協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(谷口局長)

議案の19ページになります。協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について平成30年3月29日提出、蘭越町農業委員長。お手元に平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画というのを、今日お配りしておりますので、それをお手元にご用意頂きながら、聴いて頂きたいと思います。2枚綴りにな

っております。活動計画（案）についてですけれども、平成21年の農業委員関係の法律の改正に伴いまして適正な事務実施に向けた計画を策定する事となりまして、基本的には活動計画を3月の総会で審議頂いて、ホームページで公表し、6月末までに農水省の方に報告をするということになっております。また平成29年度の点検、評価につきましても、整理しまして6月までに報告をするということになっておりますので、評価についても5月の総会に上程するという事で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、本計画の措置であります。2015年の農林業センサスに基づいて策定するという事になっておりまして、総合活動につきましては、166戸、内販売農家が258戸、農業就業者数は661人、その内女性は305人、40歳代以下は100人、認定農業者数は225経営体、新規就農者は15経営体となっております。活動計画の中には、記載してないのですが、センサスの販売農家に着目して、経過、過去の推移を見ますと、2000年が販売農家423戸、2010年には301戸、2015年が258戸と減少しております。2025年には162戸になるという統計数値も示されておりますので、本町における担い手不足も深刻な状況になるということが想定されます。現在、振興・農政専門委員会で議論を重ねておりますが、本町としても担い手の確保、農地の集積の具体的な対応策を打ち出していかなければならない時期ということになっておりますので、そうした状況になるということ、事務局でも感じております、次のページに移って、担い手への農地利用集積、集約化でございますが、これまでの集積面積は3,851ヘクタール、集積率については96%となっております、目標としましては、3,901ヘクタール、新規集積面積50ヘクタールとさせて頂きました。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります。30年につきまして、本町の第3期生、研修生が参入見込みでありますので、一経営体、参入面積0.7ヘクタールとさせて頂きました。次のページ、遊休農地に関する措置であります。昨年の10月に実施いたしました農地パトロールで、本町の遊休農地は12.7ヘクタールとなっております。数字的には少ないとは思いますが、解消目標として2ヘクタールとさせて頂きました。それから、違反転用の関係ですが、適正な対応ということで載せておりますが、今回も違反転用は無いという事で理解しておりますし、今後も継続していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、今後一年間の目標及び達成に

向けた活動計画（案）を作成しましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。ご意見ご質問等はありませんでしょうか。

全委員 ありません。

議長 それでは、この通り北海道と国、農林水産省に提出する事として、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、提出することといたします。
続きまして、日程 8 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局
(上仙係長) 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、平成 30 年 3 月 29 日提出、蘭越町農業委員長名。
平成 30 年 3 月 5 日付けで、〇〇〇 〇〇〇さんから字〇〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。
平成 30 年 3 月 28 日付けで、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんから〇〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありましたので報告します。

議長 続きまして、日程 9 報告第 2 号 一般社団法人北海道農業会議第 84 回総会について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局
(谷口局長) 議案 21 ページになります、報告第 2 号 一般社団法人北海道農業会議第 84 回総会について、平成 30 年 3 月 29 日提出、蘭越町農業委員長名。
冒頭で会長の方からも、お話がありましたけども、3 月 19 日に札幌市で開催されました、北海道農業会議第 84 回総会について、報告をさせていただきます。総会には、会長と事務局から私が出席をさせていただきました。このたびの総会は、平成 30 年度の事業計画、並びに収支予算が審議され、すべて原案通り可決、決定されておりますので、ご報告いたします。また、総会時において、

全国農業新聞普及推進活動表彰式が行われまして、本町の農業委員会が購読維持活動奨励賞を受賞しておりますので、ご報告をいたします。なお、総会終了後ですが、地方連の意見交換会が開催されまして、会長と私が参加しております。以上でございます。

議 長 日程10 報告第3号 農業者年金経営移譲年金裁定請求について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (上仙係長) 報告第3号 農業者年金経営移譲年金裁定請求について、平成30年3月29日提出、蘭越町農業委員長名。
字〇〇〇番地 〇〇〇さんの農業者年金経営移譲年金裁定請求書を平成30年3月23日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 続きまして、日程11 報告第4号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (上仙係長) 報告第4号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、平成30年3月29日提出、蘭越町農業委員長名。
字〇〇〇番地 〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を平成30年3月23日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 続きまして、日程12 報告第5号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (上仙係長) 報告第5号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、平成30年3月29日提出、蘭越町農業委員長名。
字〇〇〇番地 〇〇〇さんの新農業者年金特例付加年金裁定請求書を平成30年3月23日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 それでは、その他の報告事項を事務局の方からお願いいたします。

事務局 (谷口局長) 私の方から数点報告させていただきます。まず、北海道選出国会国會議員への農業政策要請活動についてということで、委員の皆さんの方にご依頼をさせていただいた件で今日ペーパーをお配りしております

が、4件ほど上げさせて頂きました。地方連を通して色々中身の精査を行っておりますけれども、4件について本農業委員会から、地方連の方に上げさせて頂いております。まず1点目ですけれども、経営所得安定対策を含めた日本型直接支払いの法の備についてということで、経営所得安定対策は農業者の柱となる政策の1つである為、現在の日本型直接支払いと統一化した法整備をして欲しいということでもあります。文言としては農業者支援の柱となっている、経安の対策が現在、単年度予算の要求の中で実施されております。制度の恒久的な継続は規模拡大、長期的な経営改善を目指す農業者を基より営農計画を目指す全農業者の願いであることを踏まえ、現在法制化されております日本型直接支払いにこの経安の対策も視野に含め、恒常的な物として法整備をして欲しいということで、要望を上げさせて頂いております。

次のページにいてもらって、2点目ですが、基盤整備事業の予算確保及び予算の配当についてということで、基盤整備予算不足による時期の遅れがないように基盤整備の拡充と当初予算の確保を要求するという事で、また予算配分については、現在事務で行っている地区を先行して実施するように要望するとなっております。要望の理由としては、作業効率の拡大とコスト低減を図るため基盤整備事業を計画的に進める必要があるが、事業が遅れることにより、早期の生産性の改善が見込めず、営農計画に支障をきたしていること、また、現在事業を行っている地区を先行しなければ、工期が長引き同様に他の地区の事業が遅れ、実施を予定する担い手が数年の経過と共に事業を実施出来ないケースも出てくる可能性があるということで、要望させて頂いております。

3点目ですが、農地中間管理事業の改善について、僕の方から上げさせて頂いたのですが、機構集積協力金がらみの件です。機構集積協力金の対象となる賃貸契約期間を10年以上から引き下げて頂きたいという事と、中間管理事業は事務が煩雑すぎるため各市町村の農地集積円滑化団体、本町は町ですが、町に権限を移譲し、各町村単位で円滑に実施出来る様に要望したいという事です。要望の理由としては、農地の売買が流動化の主流の北海道については、10年間公社へ貸し付ける事に、出し手や借り手の両者に抵抗があるため制度の活用がなかなか進んでいない実態にあるということです。2点目の理由としては、当事業は中間管理機構が窓口になり推進しておりますけれども、実際には各市町村、農業委員会が事業全般における手続き、段取りを全て取り付けた上で進めているのが実態であります。また、中間管理機構から借

り手の審査は北海道が担い、全て書類で行われている状況で、きわめて煩雑化している状況にあります。以上の事から事業をより円滑に進めるために、せつかく町の方で円滑化団体を立ち上げているので、円滑化団体が事業を実施すれば、現地確認も実際に行って皆さんの協力を得ることになりますけれども、スムーズに進むのではないかと感じたものですから、僕の方で上げさせて頂きました。

最後4点目ですけれども、消費税の課税売上高について、ということですが、課税売上高は一千万円を超える場合、消費税が課税されるということですが、小中企業の農業経営の安定化を図るため、課税の売上高の引き上げを要望するというところで、理由としては、現在農業者の高齢化や担い手不足に伴い、一戸あたりの経営面積は拡大しているのですが、売上の向上の反面、経費も増大する状況化にあります。経営努力により一千万円を超える経営体は増加傾向にありますが、一生懸命頑張っても消費税がかかってしまうというのは、なかなか大きな負担になっていると思います。そうした部分で、この消費税の売上高について要望させていただいたということです。現在、地方連の方に上がって精査をしている段階です。皆さんの方で、まだこうした事もあるんだよなというものがあれば、まだ間に合いますので上げていただければと思います。

2点目ですけれども、皆さんの方に資料として配っておりますけれども、土地の登記に必要な書類という事で、基盤強化法を使えば私の方で事務を進めるのですけれども、農地法だったり、農地以外の部分を一緒に処分した場合、農家の方から多分聞かれるケースがあるのでないかなあと思いましたので、向山委員の方で司法書士の三浦さんから書類を参考にもらったものを抜粋したものですので、営農相談等を受けた場合、参考にしていただければなあと思います。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

議 長

暫時休憩といたします。

【収入保険の説明会開催後】

議 長

それでは、再開させていただきます。先程の質疑の件につきまして、係長から説明させます。

事務局
(上仙係長)

平成19年に賃貸契約を結んだ時は、赤の外枠で今でいうと、〇〇〇-〇と〇〇〇-〇これが〇筆になっておりまして、当時の契約は外側の大きなところで契約されておりました。その後、平成22年に分筆されまして、〇〇〇-〇ができ、平成23年に国の方に売っております。本来なら、分筆して売する場合、一度契約は解約して、正規の〇〇〇-〇で結び直すべきであったため、今回こういう面積のずれになっております。そこで、農業会議に確認いたしまして、現在は国の方で農地を買われているという事なので、議案の3ページの方の面積〇〇, 〇〇〇㎡を〇〇, 〇〇〇㎡に訂正していただきたいと思っております。

議 長

以上、説明がありましたが、皆さん異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、議案第2号は原案どおり決定し、許可を与えるもの
といたします。

大変長くなりましたが、以上をもって、本日総会に付議された
案件の審議をすべて終了いたしました。

これにて第10回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印